

和歌山市企業局が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、「和歌山市水道局が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、調達契約等から暴力団を排除する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 調達契約等 企業局が発注する製造又は修理の請負、物品の買入れ及び役務（建設工事に係る調査、測量、設計、監理等に関するものを除く。）の調達に係る契約並びに企業局が行う公有財産の売払い又は貸付けに係る契約をいう。
- (2) 入札参加資格者等 契約課が所管する競争入札参加有資格者名簿（和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）第21条第2項に規定する競争入札参加有資格者名簿をいう。第4号において同じ。）に登録された者又は契約課が行う公有財産の売払い若しくは貸付けに係る入札に参加を申し出た者をいう。
- (3) 排除措置担当課 排除措置の決定に関する事務を行う契約課をいう。
- (4) 排除措置 入札参加資格を与えない措置、契約課が所管する競争入札参加有資格者名簿に登録された者に対する指名停止措置又は競争入札若しくは随意契約において調達契約等の相手方としない措置をいう。
- (5) 排除措置業者 排除措置を受けている入札参加資格者等をいう。
- (6) 排除措置対象法人 合意書の2の(1)から(6)までに掲げる法人等をいう。

(報告)

第3条 課等の長は、入札参加資格者等が、排除措置対象法人に該当すると疑うに足る事実を把握したときは、疑義事実報告書（別記様式第1号）により、排除措置担当課長に報告するものとする。

(照会)

第4条 排除措置担当課長は、和歌山市契約規則第21条第1項の規定による申請若しくは同条第4項の規定による変更の届出若しくは公有財産の売払い若しくは貸付けに係る入札への参加の申出があったとき又は前条の規定による報告があったときは、合意書の3の(1)の規定による照会を行わなければならない。

(排除措置)

第5条 和歌山市公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、合意書の4の(1)の規定に基づく要請があった場合における当該要請に係る者又は合意書の5に規定する警察への被害届の提出を怠った者に対し、別表左欄に掲げる措置要件に応じ、同表右欄に定める期間排除措置を行うものとする。

- 2 管理者は、前項の規定により排除措置を行ったときは、排除措置通知書（別記様式第2号）により、遅滞なく当該排除措置業者に通知するものとする。
- 3 管理者は、第1項の規定により排除措置を行ったときは、当該排除措置業者の商号又は名称、主たる事務所の所在地、排除措置の期間及び理由を公表するものとする。

4 排除措置担当課長は、第1項の規定により管理者が排除措置を行ったときは、排除措置について（別記様式第3号）により、遅滞なく課等の長に通知するものとする。

（一般競争入札からの排除）

第6条 管理者は、一般競争入札において、排除措置業者の入札参加を認めないものとする。

2 管理者は、落札者が調達契約等の締結までの間に排除措置を受けたときは、当該排除措置業者と調達契約等を締結しないことができる。

3 管理者は、前項の規定により調達契約等を締結しないときは、その旨を当該排除措置業者に通知するものとする。

（指名競争入札からの排除）

第7条 管理者は、指名競争入札において、排除措置業者を指名しないものとする。

2 管理者は、指名を受けた者が開札日までの間に排除措置を受けたときは、当該指名を取り消すものとする。

3 管理者は、落札者が調達契約等の締結までの間に排除措置を受けたときは、当該排除措置業者と調達契約等を締結しないことができる。

4 管理者は、第2項の規定により指名を取り消すとき、又は前項の規定により調達契約等を締結しないときは、その旨を当該排除措置業者に通知するものとする。

（随意契約の制限）

第8条 管理者は、やむを得ない事由がある場合に限り、排除措置業者を調達契約等に係る随意契約の相手方にすることができる。

（契約の解除）

第9条 管理者は、調達契約等の締結に際し、当該契約の相手方が排除措置対象法人に該当し、又は合意書の5に規定する警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったとして排除措置を受けた場合には当該契約を解除することができる旨の条項を含める等の必要な措置を講ずるものとする。

（排除措置の解除等）

第10条 管理者は、排除措置業者から排除措置解除申出書（別記様式第4号）による申出があったときは、管轄警察署の署長に対し改善の状況を確認するものとする。

2 管理者は、前項の規定による確認の結果、改善が認められるときは当該排除措置を解除するものとし、改善が認められないときは当該排除措置を継続するものとする。

3 管理者は、前項の規定により、排除措置の解除又は継続を行うときは、当該排除措置業者に対して、排除措置解除（継続）通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

4 排除措置担当課長は、第2項の規定により、管理者が排除措置の解除を行うときは、課等の長に対して、排除措置解除について（別記様式第6号）により通知するものとする。

（管轄警察署の署長との連携）

第11条 管理者は、本要領の運用に当たっては、管轄警察署の署長との密接な連携の下に行うものとする。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表

措 置 要 件	期 間
<p>次の1から7のいずれかに該当するもので契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>1 法人等の役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいると認められるとき。</p> <p>2 暴力団員等がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>3 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>4 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>5 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>6 法人等の役員等又は使用人が、1から5までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>7 法人等が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を怠ったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p> <p>当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p> <p>当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p> <p>当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p> <p>当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p> <p>当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p> <p>当該認定をした日から3か月</p>